

5/12は民生委員・児童委員の日

あなたの  
身近な相談員

# 民生委員・児童委員

## 民生委員・児童委員とは

民生委員は、法律により厚生労働大臣から委嘱されたボランティアで、児童委員も兼ねています。福祉に関する困り事を抱える住民を、関係機関へつなぐ「福祉のつなぎ役」として地域を支えています。

江南区の民生委員・児童委員定数は113人です。令和7年12月1日に委員の改選があり、新しいメンバーでの活動が始まっています。

☎健康福祉課(☎025-382-4346)

詳細はこちら



## 民生委員・児童委員の主な活動

### 相談支援活動

同じ地域で生活する住民のひとりとして、高齢者や子育て世帯への訪問、見守り活動のほか生活の中の困り事や悩み事など、さまざまな相談に応じ、関係機関につないでいます。

### 地域活動への参加

地域ごとに「民生委員・児童委員協議会(民児協)」が組織されています。ここでは、地域の課題を各自が持ち寄り、地域住民が安心して生活できるよう、課題解決に向けた独自の活動を展開しています。その他、地域の防災訓練の運営や、地域の居場所の運営などを行っています。



新入生の下校時の付き添い(亀田東小学校)

5月12日から18日は民生委員・児童委員の活動を多くの皆さんに知ってもらうための「活動強化週間」です。期間中は水色のジャンパー(背中に新潟市民生委員児童委員と表示)を着て、活動のPRに取り組みますので、ご理解・ご協力をお願いいたします。

子育て

## 子育てに関するお知らせ

毎月第2・4月曜日開催  
子育てサロン〜ぽっかぽか〜

保育室の自由開放(こどもの自由遊びや保護者同士の情報交換など)  
☎5月11日・25日(月) 10時~正午  
☎曾野木地区公民館  
☎就園前児とその保護者(0歳児も参加可)  
☎同館(☎025-280-6810)

毎月第2火曜日開催  
みんな おいでよ!子育てひろば

0歳からのお子さんと保護者の交流の場です。子育てサポーターと色々なことをおしゃべりしませんか。  
☎5月12日(火) 10時~11時半  
☎横越地区公民館  
☎就園前児とその保護者

着替替え、飲み物  
☎同館(☎025-385-2043)

●同時開催 足形アート

☎就園前児とその保護者 先着4組  
☎同館(☎025-385-2043)

毎月第2・4火曜日開催  
プチプチひろば

育児について、友だちづくりについてなどのおしゃべりができる憩いの広場です。  
☎5月12日・26日(火) 10時~11時半  
☎亀田地区公民館  
☎0歳児とその保護者(就園前児の兄弟姉妹は一緒に参加可)  
☎バスタオル(マットの上に敷いて使用)  
☎同館(☎025-382-3703)

健康・福祉



## 健康・福祉に関するお知らせ

### 運動でヘルスアップ

自宅で行えるストレッチや筋トレなど、健康づくりのための運動とお話  
☎5月25日(月) 13時半~15時  
(受付:13時15分から)  
☎亀田総合体育館  
☎先着12人  
☎運動靴、飲み物(水・お茶)、タオル  
☎5月7日(木)から5月15日(金)までに健康福祉課 健康増進係  
(☎025-382-4316)へ

### 骨粗しょう症予防相談会

骨密度測定(超音波式、かかとを測定)、相談など  
☎6月5日(金) 9時40分、10時10分、10時40分、11時10分  
☎亀田健康センター  
☎18歳以上 各回先着9人(骨粗しょう症で治療中の人を除く)  
☎5月8日(金)~5月31日(日)に市役所コールセンター(☎025-243-4894)またはホームページ=右=より申し込み



募集



## 俳句講演会 亀田郷に見る懐かしい季語による句碑を探る

亀田排水路公園の句碑などに記された、亀田郷にまつわる懐かしい季語から、知られざる亀田郷の俳句文化を読み解きます。(写真は排水路公園のもの)  
講師:小嶋紅円(著書「世継桐」など)  
☎6月6日(土) 14時~15時半  
(受付:13時半から)  
☎江南区文化会館  
☎先着50人  
☎5月7日(木) 11時から亀田図書館  
(☎025-382-4696)へ



暮らし



## 「バス予報」使っていますか?

新潟市区バスロケーションシステム「バス予報」は、スマートフォンやパソコンから運行中の区バスの現在地をリアルタイムで確認することができるWEBアプリです。スマートフォンのGPS機能を活用して、今いる場所の近くにあるバス停も簡単に探せます。ぜひご利用ください。  
☎地域総務課(☎025-382-4619)



詳細はこちら

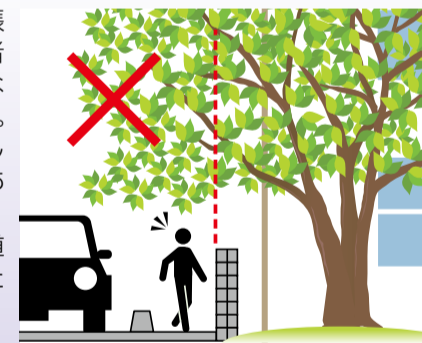


暮らし



## 道路に張り出している樹木は適切に管理してください

自宅の庭木の枝などが車道や歩道に張り出していると、自動車、自転車や歩行者の通行に支障をきたすだけでなく、接触などによる事故の恐れがあり、大変危険です。樹木の張り出しが原因で事故が発生した場合、所有者が責任を問われる場合があります。安心安全に道路が利用できるよう、道路にはみ出した樹木の枝を伐採していただくなど、適切な管理をお願いします。  
☎建設課(☎025-382-4703)



暮らし



## 市報・区役所だよりを無料でお送りします

「市報(いがた)」「区役所だより こうなん」は、新聞折り込みで配布しています。新聞を購読していない世帯で希望される方には無料でお送りしますので、ご連絡ください。また、視力が弱い方を対象に、点字版または音声版を無料でお送りします。  
☎地域総務課(☎025-382-4619)



<広告欄> ※広告欄の掲載内容についての問い合わせは各広告主へ

